

人見亜希子社会保険労務士事務所

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル6階
TEL : 06-6226-8744 FAX : 06-6226-8745
MAIL : akiko.hitomi@sunny.ocn.ne.jp
URL : <http://www.hitomi-sr.jp/>



事務所だより

●4月のお仕事カレンダー

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

30日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

●4月のTOPIC

[1] 労働条件明示のルール改正

2024年4月より、労働条件の明示事項が新たに追加されます。労働契約の締結・更新の際には、改正に対応した労働条件通知書などのフォーマットを使いましょう。

[2] 時間外労働の上限規制の猶予期間終了

時間外労働の上限の適用が猶予されていた、医師やドライバーなどの一部の事業・業務について、猶予期間が終了し、2024年4月より時間外労働の上限が適用されることとなります。

●4月のアクション

[1] 年次有給休暇の付与(4月1日付けで一斉付与の場合)

4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょう。

[2] 社会保険料率の変更

* 雇用保険料率・労災保険率

2024年度の雇用保険料率は、2023年度と変わらず同率のままとなります。労災保険率は、6年ぶりに改定されます。

* 健康保険料率・介護保険料率

2024年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)からの適用となります。

●2024 年度の労災保険率と雇用保険料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去 3 年間の災害発生状況などを考慮して原則 3 年ごとに改定されています。2024 年度は改定の年となっており、3 年前の見直しで改定は行われなかったことから、今回は 6 年ぶりの改定となります。

◆2024 年度の労災保険率

[労災保険率]

2024 年 4 月からの労災保険率は、全体の平均では 4.5/1000 から 4.4/1000 となり、1000 分の 0.1 の引下げとなります。54 業種のうち、引下げとなるのは 17 業種、引上げとなるのは 3 業種です。主な変更業種は右表のとおりです。

業種	2018年度	2024年度	変化
林業	60/1000	52/1000	↓
食料品製造業	6/1000	5.5/1000	↓
木材又は木製品製造業	14/1000	13/1000	↓
パルプ又は紙製造業	6.5/1000	7/1000	↑
金属材料品製造業	5.5/1000	5/1000	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10/1000	9/1000	↓
電気機械器具製造業	2.5/1000	3/1000	↑
ビルメンテナンス業	5.5/1000	6/1000	↑

[特別加入保険料率]

一人親方などの特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率の改正も行われ、25 区分のうち、右表の 5 区分が引下げとなります。

事業又は作業の種類	2018年度	2024年度
個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12/1000	11/1000
建設業の一人親方	18/1000	17/1000
医薬品の配置販売業者	7/1000	6/1000
金属等の加工、洋食器加工作業	15/1000	14/1000
履物等の加工の作業	6/1000	5/1000

[請負による建設の事業に係る労務費率]

労災保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額(以下、「賃金総額」という)に、労災保険率を乗じて算定することを原則としています。ただし、請負による建設の事業で事業の特殊性により、賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額算定方法の特例が認められています。

この特例では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額としますが、ここで用いる労務費率についても改定が行われ、「鉄道又は軌道新設事業」が 24%から 19%に引下げとなり、「その他の建設事業」が 24%から 23%に引下げとなります。

◆2024 年度の雇用保険料率

2024 年度の雇用保険料率は、2023 年度と変更なく、右表のとおりとなります。

事業の種類	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

●3 月分以降の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、例年 3 月分（4 月納付分）から見直しが行われています。今回は 2024 年度の各都道府県の保険料率についてお伝えします。

◆2024 年度の健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、各都道府県支部別に設定されますが、2024 年 3 月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

47 都道府県のうち、前年度より健康保険料率が引上げとなったのが 24、引下げとなったのが 22、変更なしが 1 でした。そして、もっとも高い保険料率は佐賀県の 10.42%、もっとも低い保険料率は新潟県の 9.35%となっており、佐賀県と新潟県の保険料率の開きは大きなものになっています。

◆引下げとなった介護保険料率

介護保険料率は単年度で収支が均衡するよう毎年見直しが行われますが、2024年3月分からは、1.82%から1.60%への引下げとなりました。

◆保険料率変更における注意点

健康保険料率および介護保険料率は3月分から変更になるため、3月に賞与を支給する会社では、賞与にかかる保険料から新しい保険料率で計算して賞与からの控除が必要となります。

表 2024年3月分からの健康保険料率(各都道府県支部別)

↑:引上げ →:変更なし ↓:引下げ

支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化
北海道	10.21%	↓	東京都	9.98%	↓	滋賀県	9.89%	↑	香川県	10.33%	↑
青森県	9.49%	↓	神奈川県	10.02%	→	京都府	10.13%	↑	愛媛県	10.03%	↑
岩手県	9.63%	↓	新潟県	9.35%	↑	大阪府	10.34%	↑	高知県	9.89%	↓
宮城県	10.01%	↓	富山県	9.62%	↑	兵庫県	10.18%	↑	福岡県	10.35%	↓
秋田県	9.85%	↓	石川県	9.94%	↑	奈良県	10.22%	↑	佐賀県	10.42%	↓
山形県	9.84%	↓	福井県	10.07%	↑	和歌山県	10.00%	↑	長崎県	10.17%	↓
福島県	9.59%	↑	山梨県	9.94%	↑	鳥取県	9.68%	↓	熊本県	10.30%	↓
茨城県	9.66%	↓	長野県	9.55%	↑	島根県	9.92%	↓	大分県	10.25%	↑
栃木県	9.79%	↓	岐阜県	9.91%	↑	岡山県	10.02%	↓	宮崎県	9.85%	↑
群馬県	9.81%	↑	静岡県	9.85%	↑	広島県	9.95%	↑	鹿児島県	10.13%	↓
埼玉県	9.78%	↓	愛知県	10.02%	↑	山口県	10.20%	↑	沖縄県	9.52%	↓
千葉県	9.77%	↓	三重県	9.94%	↑	徳島県	10.19%	↓			

●退職後の健康保険の選択肢

日本では国民皆保険制度が導入されていることから、国民は何らかの公的医療保険制度に加入することになります。会社に勤務し、加入要件を満たしているときは、会社の社会保険に被保険者として加入しますが、退職後はその被保険者資格を喪失することから、他の健康保険に加入する必要があります。ここでは、退職後の健康保険の選択肢について確認します。

◆3つの選択肢

退職後の健康保険の選択肢は大きく分けて以下の3つがあります。

- ①国民健康保険に加入する ②健康保険の任意継続をする ③家族の健康保険に加入する

退職した従業員やその家族の状況によって加入できる制度が異なり、また、加入する制度によって負担する保険料の額に違いが出ます。

①国民健康保険

原則として市区町村が保険者となっており、他の医療保険制度に加入しない人が加入する制度です。

保険料は、加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。退職者の居住地の市区町村により保険料の算定方法が異なるため、一概に保険料額を示すことはできません。本制度の問合せおよび申請先は、退職者の居住地の市区町村役場です。

なお、倒産や解雇で退職した場合には、保険料が減免されることがあるため、加入するときには詳細を確認するとよいでしょう。

②健康保険の任意継続

在職中に加入していた健康保険に、任意継続被保険者として、引き続き加入する制度です。

任意継続をするためには、退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あり、退職日の翌日から20日以

内に申出書を提出する必要があります。被扶養者であった家族も、認定を受けることで任意継続被保険者の被扶養者として加入できます。

健康保険料は、在職時に従業員が負担していた健康保険料の2倍の額ですが、上限額が設けられています。

なお、在職時の健康保険証はいったん、返却する必要があります。

③家族の健康保険(被扶養者)

家族が勤務先で社会保険に加入しており、その扶養の認定要件を満たしたときに、被扶養者として加入できる制度です。

被扶養者のため、家族が負担する健康保険料は増えず、また、退職者本人の保険料負担もありません。保険料の負担の面から考えると、3つの選択肢の中で一番メリットがあると言えます。

退職後、日を開けずに、再就職する人もいます。このようなときは、上記のような退職後の健康保険には移行せずに、退職前の会社が加入する健康保険から、再就職後の会社が加入する健康保険へと変わることになります。なお、ここでは健康保険のみに焦点を当てましたが、退職者が20歳以上60歳未満の時には、年金の切り替えも発生するので、健康保険とあわせて手続きを進めましょう。

●賃上げ予定の中小企業の6割が業績改善の伴わない「防衛的」賃上げ

日本商工会議所・東京商工会議所は2月14日、「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果を発表しました。全国の中小企業6,013社を対象に調査したもので、2024年1月4日～26日に実施し、2,988社から回答を得ています。2024年度に賃上げを予定する企業は、前年度比3.1ポイント増の61.3%に上ったものの、うち6割が業績改善を伴わない人材確保のための「防衛的な賃上げ」を迫られている状況です。

◆人手が「不足している」と回答した企業は65.6%

「人手不足の状況および対応」では、人手が「不足している」と答えた企業は前年比1.3ポイント増の65.6%に上り、3社に2社が人手不足という深刻な状況が依然続いています。

業種別にみると、「2024年問題」への対応が求められる建設業(78.9%)や運輸業(77.3%)、労働集約型の介護・看護業(76.9%)で「不足している」とする企業の割合が高く、8割近くに及んでいます。また、最も低い製造業(57.8%)でも約6割が「不足している」と回答していて、あらゆる業種で人手不足の状況にあります。

◆2024年度に「賃上げを実施予定」の企業は6割超

こうした中で、2024年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は、昨年度(58.2%)から3.1ポイント増の61.3%と6割を超え、賃上げに取り組む企業は着実に増加しています。ただ、そのうち、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は60.3%で、依然6割が「防衛的賃上げ」となっています。

従業員規模別では、従業員5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は32.7%にとどまり、「賃上げを見送る予定(引下げ予定を含む)」が16.8%に上っています。

◆「最低賃金を下回ったため、賃金を上げた」企業は38.4%

2023年10月の最低賃金引上げを受け、「最低賃金を下回ったため、賃金を上げた」企業(直接的な影響を受けた企業)は38.4%と、昨年度から0.4ポイント低下したものの引き続き高い水準です。

一方、人手不足や物価上昇が進む中、「最低賃金を上回っていたが、賃金を上げた」企業は29.8%と、昨年度から5.2ポイント増え、2017年の調査開始以降で最も高い割合となっています。

< 編集後記 > あっという間に3月も終わり。新年度を迎えます。新卒採用のお手伝いをさせて頂いている関と先様が、2019年度以来5年ぶりにグループ合同の入社式を大々的に開催されることとなりました。2024年入社の新入社員たちは、大学入学と同時に「緊急事態宣言」が発令され、授業が全てオンライン講義となり、新しい友達とも出会いにくい未曾有の新生活を強いられた学年です。社会人生活は、多くの同期や先輩・上司に囲まれて、リアルに顔を合わせられる楽しく華やかな入社式で、新しいスタートを切ってもらえると嬉しいです
特定社会保険労務士 人見 亜希子